

## 第2回四日市市子ども・子育て会議 議事概要

日時：令和元年10月10日（木）  
午後4時30分～午後6時30分  
場所：市役所11階 職員研修室

事務局より資料1、資料2について説明。

### ○質疑応答

#### 【 会長 】

資料1を中心に、主要事業については資料2を参考にして進めたい。

資料1の1～3頁は、前回の会議で委員から出された意見を踏まえ、改めて手直しをしたことの確認だった。

第3章施策の展開について、資料1の5頁は基本目標1の基本施策（1）就学前教育と保育の充実であり、関連する主要事業は、資料2の3～6頁の教育・保育施設、8頁の延長保育、9～10頁の一時保育、14頁の病児保育となるが、ご意見等はいかがか。

#### 【 委員 】

資料1、7頁の「保育士人材確保事業」は非常にいい制度だと思うが、対象が保育所限定となっている。幼稚園・こども園も幼児機関だが、なぜ「保育所で働く」と限定されるのか。幼児機関に広げていただきたい。

2点目に8頁「③幼保こ小中連携の促進」で「公私立の保育園・幼稚園・こども園」と入れていただいた。一体化を推進するのは非常に望ましいことで、進めていただきたい。

3点目が、「主な取組み」の「公私立の保育園・幼稚園・こども園、小学校との連携」について、これは確実に「拡充」だと思う。現在は私立幼稚園、保育園で連携をしているところは少なく、一部の地区を除いて学びの一体化に入っていないので、私立幼稚園・保育園としては力を入れていただきたい。

4点目、「スタートカリキュラムを活用した学びの基礎」についても、現在は私立を除いて公立園で進められているので、是非とも私立の幼・保を入れていただく拡充をお願いしたい。

同じ関係で資料2の5～6頁、1号認定の提供体制の確保内容の考え方について、数値からも、量の見込みを上回る受け皿がずっと確保できることは一目瞭然である

が、今後どのような形で整理統合していく考えなのか。

それから、6頁の3号認定の0歳児と1・2歳児、特に0・1歳児の待機児童が多く、これからの大きな課題になっていくと思う。以前にもやみくもに保育所を新設するのは如何なものかということをお伝えした通りで、おそらく0・1歳児に特化した認可保育所に限った新設なのかと思っているがいかがか。

最後に、もう一個の方策として、公私を含め、既存の保育園で、逆に3～5歳児の枠が余ってくるので、定員枠の再編も必要になってくると思うので、0～2歳児と3～5歳児の定員枠を今の保育園がどう調整していくのかお聞きしたい。

## 【事務局】

資料1、7頁の「保育士人材確保事業」については、待機児童の解消に向けた厳しい現状があることから、保育士の確保を図るために処遇改善を行うものであり、現時点においては、保育士を対象とした事業を考えている。幼稚園教諭へ広げることについては、ご意見として承りたい。

幼保こ小中連携における私立幼稚園との連携については、教育委員会と一緒に進んでまいりたいと考えている。

また、「スタートカリキュラムを活用した学びの基礎」については、先日も私立幼稚園協会、並びに私立保育園連盟には、現在教育委員会が計画している新教育プログラムの就学前と就学の連携の部分について、案の段階ではあるが、意見交換をさせていただいたところ。その辺りも踏まえ、取組みを進めてまいりたいと考えている。

資料2の1号認定の提供体制の確保における整理や統合については、ご承知の通り、現在公立幼稚園の適正化計画に沿って、市内4か所で実際に進めているところ。公立幼稚園の園児数の減少に関しては、幼児教育無償化の流れもあり、現在策定中の総合計画でもパブリックコメントで幼稚園の存続については意見をいただいているところである。この点については、関係機関、市議会等を含め、今後議論してまいりたいと考えている。

認可保育園の新設については、少子化傾向の流れがあり、将来4、5歳児が減少しつつある中で、今年度春開園した園の一つ、よっかいちひばり保育園のように0～3歳児を受入とする園の実績も踏まえつつ、計画的に受入枠を提供してまいりたいと考えている。

それと合わせて、既存園の、3、4、5歳児の受入れ枠の再編については、まだ検討には至っていないが、今後状況に応じて対応してまいりたい。

## 【会長】

いずれにせよ、この10月から始まった幼児教育の無償化がどう動いていくのか

がわからないので、その動向を見ながら変化していかなければならないというのが現状である。子どもが減ってくるというのは既に予想されているが、色々な市町の調査を見ても、やはり保育所や幼稚園に対する考え方というのは微妙に変わってきているので、その動向の中で、どう変えていくか、変わっていくかということが大事だろうと思う。

#### 【 委員 】

具体的には、例えばどのような動向が想定されているのか。

#### 【 会長 】

他の市町のアンケート調査の結果をみても四日市市だけでなく、保育所の動向を見ると微増となっており、増えると言っておきながら、それが少し落ち着いてきている。ところが、幼稚園では無償化によって従来の短時間教育に預かり保育を加えて利用する方が増えている。

それでは資料1、9頁から12頁までの基本施策（2）子育て家庭への支援について、ご意見等はいかがか。

#### 【 委員 】

10頁の「ファミリー・サポートに関すること」で前回、委員が言われたように、ファミリー・サポートの報酬を上げてほしいということがここに書いてある。今、働く女性が多くなり、若い援助会員のなり手がいない一方で援助会員が高齢化しており、相互援助のバランスが取れていないと聞く。この10月からは最低賃金が上がっているし、誇りある仕事と思えるような仕組みにするともっとうまく回るのではないか。国が副業を認めていくという方針を出しているので、ファミリー・サポートを午前中に、午後は学童保育所で働くといったように、いくつか仕事を持ちながらある程度の所得を得て、それも生きがいの一つになるような仕組みになればいいと思う。

#### 【 事務局 】

相互援助活動ということで、依頼会員と援助会員で成り立っているところであり、依頼会員だった方が、お子さんの手が離れ、次は援助会員になっていただく、というような循環ができていくと一番理想的ではある。そんな中で、11頁にあるように、ファミリー・サポート・センター事業として、事業の認知度、相互援助活動の理解を高めていくために一層説明会等の周知に努めてまいりたいと考えている。

もう一点、援助会員の報酬が長年変わっていないことについて、こちらも前回委員から意見をいただいたところであり、次期計画期間内には援助会員の拡大につな

がるようなインセンティブなどを検討してまいりたいと考えている。

【 会長 】

処遇も含めて、うまく回転していけるようにしていくといいと思う。地域性が非常に高いものなので、こういうところを活発にしていくとまた地域力というものが出来てくるだろう。

【 委員 】

11頁、学童保育所支援の推進について、これまでに出示されたいろいろな意見に沿って推進・確保をしていただいているかと思う。それに合わせて資料2の量の見込みと提供体制の確保を見ると、おそらくその面積・施設という点での確保となっているかと思うが、今、学童保育所が一番困っているのは人材確保である。新たな人材を確保するということが書かれているが、この量の見込みや提供体制の確保の表では、人材の確保まで考慮した上での提供体制の確保なのかお聞きしたい。

【 事務局 】

提供体制の確保については、学童保育所の面積及び指導員、併せての定員というのが基本ではあるが、今後、量の見込みが増える中での提供体制の確保については、一番大きいところでは新しいクラスを増設するなど、面積的な確保が第一になってくる。ただ、資料1の11頁の「主な取組み」で下線を引いたところでは、前回頂いた意見を反映しながら処遇改善を進めて安定した継続雇用と新たな人材を確保させていただくということで、学童保育所の運営委員会の方が安定して人材を確保いただけるような処遇改善にも取り組んでまいりたいと考えている。

【 会長 】

期待をしたいと思う。

【 委員 】

期待する。

【 会長 】

教育や福祉の部分では、今は人的なパワーの確保が非常に重要であるし、そのためにも継続した雇用体制や処遇の問題があるので、そこに力を入れて充実したものにしていくということだろうと思う。

【 委員 】

私の職場では保育所を持っているが、二人三人とお子さんがいるときに、「別々の施設へ預けている」とか、「一か所で預かってもらえないのでうちに来ている」といったケースが出ている。きょうだいで一緒のところに預けていただくと一か所に送り迎えするだけで済むということもあるが、実際一か所にきょうだいを預けることは難しいものなのか。

#### 【 事務局 】

保育所の場合、入所調整にあたり、各世帯の就労等の状況を点数化する。基本としては、就労の時間・日数の多い方は優先度を高く付け、世帯の状況で加点減点を行うが、きょうだいで申し込みをする場合は加点を付け、一人で申し込んだ場合よりも優先度を高くするという措置をとっている。ただし、あくまで加点で優先度を付けるので、それ以上に優先度の高い方がいた場合に、そこで埋まってしまい、上のお子さんは余裕があつて入れたけれども、下のお子さんは、もっと優先度の高い方がいたために入れず、第2希望、第3希望以降でお願いするというケースがある。ただし、複数園に通っていただくということは保護者の負担が大変大きいということは認識しており、これについては、これまで保育枠を拡充して受け入れを広くすることで、できるだけきょうだい揃って入れるよう進めてきたところ。

#### 【 会長 】

きょうだいが一緒に生活できるというのは当然のことなので、そういった配慮は必要だろうと思う。

#### 【 委員 】

「主な取組み」のところで、幼児教育・保育の無償化がこの10月1日から始まったが、給食費や副食費が値上がり云々ということを聞くが、この四日市市内で公・私立それぞれどのようなになっているか教えてほしい。

#### 【 事務局 】

今回の保育の無償化にあたって給食費のしくみから説明させていただくと、今回の保育料の無償化は、一部0～2歳の市・県民税非課税世帯の方も無償化になっているが、基本的に3歳児以上が無償化の対象になっている。ここのしくみが幼稚園と保育園で異なっている。幼稚園はこれまで保育料に給食費が含まれていないので、無償化になった後も給食費の部分は基本的に変わらない。しかし、保育園の3～5歳児については、給食費のうち副食代がこれまで保育料の中に含まれ、保育料と一緒に払い込む仕組みになっていた。今回の無償化にあたって、国の制度としては、保育料は無償化になるが、給食費はそのまま実費徴収ということになり、金額設定

は基本的に各施設にかかっている実費で徴収することとなった。これまで保育料に含まれていたのが、そこを各施設で算定するところなのだが、公立に関しては実費を徴収させていただいており、私立については、これまで4500円が保育料に含まれていたということで、その額を基本的に採用いただくという方向になっている。給食費の考え方について、例えば、保育料が無償化になったとして、給食費のほうが逆に高くなってしまわないかということは、国も考えており、一定以下の収入の方については、副食費も無償化にするということで、保育料の減額と給食費の実費化が逆転して高くないように配慮させていただいているので、実費徴収化になったとしてもこれまでの保育料以上に金額をいただくということはない。

【 委員 】

現役の保護者の方からいろいろな声を聞いているため聞かせてもらった。ありがとうございます。

【 会長 】

日本で言うと「無償」の意味は非常に微妙である。義務教育はこれを無償にするという法律があるが、あれは教育費だけで、教科書から何からというのは実費で払うわけで、外国で使われる意味とは非常に違う。その辺りで問題が起きやすいだろうと思う。

それでは、13頁から15頁、「心身の健やかな成長を育む環境づくりの推進」についてご意見等はいかがか。

【 委員 】

14頁の「主な取組み」の子どもの生活リズム向上事業について、私の園も今年は取り組ませていただき、大変保育の取組の振り返りがあり、見直しになって良いなど、今とても前向きに取り組んでいるが、保育園や小学校など、どれくらいの件数で取り組みをしているのか。

【 事務局 】

私立幼稚園で1園、公立幼稚園で1園、同様に保育園でも公・私立で1園ずつ。小・中学校も小学校1校、中学校1校を指定させていただき、生活リズムの向上に向けて推進をさせていただいている。

【 委員 】

生活リズムというのは子どもにとって心と身体の成長の源になっていくので、もう少し実施園を増やしていただいてもいいのかなと思う。

## 【事務局】

ありがとうございます。これ以外にもすべての保育園・幼稚園で生活リズムのアンケートにご協力いただいております、それぞれの園で取組も進めていただいている。指定という面では、拡充についてまた検討する。

## 【委員】

学校に行けていない、自分で行かないと決めている不登校の子どもが、うちの学童保育所にも1人おり、学童保育所も休んでいる。ふれあい教室のようなところに行けたらいいが、現実には行けない子どもたちがたくさんいて、その親が仕事に行きたくても子どもがいるので行けないとか、あるいは子どもを置いて出ていくということがある。そうすると、どうしてもインターネットやゲームにますます依存してしまって、家から出られないという悪循環があると思う。そういう件数を把握していただくとか、支援としてお母さんの悩みを聞いたり、何かのサークルにお母さんだけでも所属して、何か新しい風が入るような方向にしないと、どんどん引きこもりの数が増え、年代も上がっていくし、子どもたちも増えていくのではないかと危惧される。

また、学童保育所にはOBがよく来てくれる。アルバイトみたいに仕事という位置付けも大事だが、資料にもリーダーを育てるとか、青少年の居場所といった事が書いてあるので、何かそういう居場所づくりを学童保育所と併設してもいいのではないかなと思う。

## 【事務局】

まず、不登校の件について、主に教育委員会で対応しながら、こども未来部も青少年育成室を中心に連携しているところ。

それと、若者の居場所ということで現在2カ所で実施させていただいている。委員のほうからは例えば学童保育所と併設でいかがかというようなお話をいただいたので、ご意見として承りたい。

## 【会長】

なかなか引きこもりの数字は表へ出て来ない。実態調査を厚生労働省が行っているが、あれはごく一部だと思う。

それから生活リズムの話が出たが、心と身体の部分で生活リズムのバランスをとっている子どもは非常に活動的で、意欲的であるが、バランスが崩れている子どもの場合は弱い部分が出てくるというのが調査で明らかになっている。早寝早起きというのは絶対子どもにとって必要であり、遅寝して、早く起きられない子は日常の

活動がかなり制限される。だから、それをどうしていくかというところが問題だと思う。食事も同様で、ちゃんと食べている子のほうが活動的である。そういったことを多くの人たちにきっちり示しながら推進していくと、理解していただけるのではないか。

【 委員 】

14頁の「青少年のリーダーを育成する研修」にあるジュニアリーダー、サブリーダーはどれほどの人数が活動しているのか。また、研修を受けただけで終わってしまっていないか、その後地域に帰って子ども会や各地区の子ども会育成者連絡協議会などへいかに反映されているか聞きたい。

また、「少年自然の家における体験活動」であるが、体験活動をいろいろと実施されているが、もっとPRしてもよいのではないか。自然の家があることも知らない方がいるのではないかと思う。

【 事務局 】

青少年のリーダーを育成する研修は、本年度もジュニアリーダー、サブリーダー養成講習会というのを年7回開催しており、小中学生が約30名、高校生から大学生も数名参加をしている。その中で、継続して参加し続けているリーダーがやはり少なく、大学生、高校生含め、各地区の子ども会に、例えばレクリエーション活動で、要請を受けて指導に行けるようなリーダーがなかなか育っていない。今、要請をいただければ、派遣は可能だが、その辺りをもっと育てていかなければいけないのが課題である。

それから二点目、少年自然の家の活動の周知については、主催事業等を小中学校に全家庭数配布するような活動が、年間に5、6回があるので、今後も全小中学校の家庭へ配布するなど周知に努めていく。

【 委員 】

一般企業にはあまりしていないのか。

【 事務局 】

配布する主催事業によっては、一般企業に配布しているものもある。

【 委員 】

例えば、青少年市民会議で配布するということはできないのか。

【 事務局 】

内容によっては可能だと思うので、検討したい。

【 委員 】

少年自然の家にNPOとして利用することがある。夏は利用が多く、抽選になることも多いが、他市・他県の利用も今は多い。ただ、抽選が同時で、他市の方が押さえてしまう場合があり、その間を縫って借りることがある。やはり自分たちの税金で払っているところなので、財政的に他市や他県の方が来ていただくことで潤うということはわかるが、何か矛盾を感じるなど思うこともある。

【 委員 】

市外は若干だが利用料が高くなっている。

【 事務局 】

少年自然の家は小中学校の自然教室や青少年健全育成の目的で利用いただける施設であり、それ以外の部分を一般の方にも使ってもらっている。ご迷惑をおかけしているが、現状では市内、市外の方々の予約の優先度について、市内を優先するという形にはなっていない。

【 会長 】

市内の方が優先されないとあまり意味がない。また今後、考えていただければと思う。

次に、17～20頁が一つの括りになっている。「主な取組み」の中の児童虐待防止対策事業のところで、ご意見等はいかがか。

【 事務局 】

資料にあるように児童虐待の数は全国的にも増えている。一つの側面としては、良くも悪くも新聞、テレビ等も含め報道がかなりされ、通告をする市民・国民の意識が非常に高くなってきたことがある。今までなら泣き声があっても、「泣いているだけか」とされていたものが、泣き声通告が増えていたり、今まで潜在的に虐待があったところが、どんどん浮き彫りになってきたこともあって件数が非常に多いという認識も持っている。それに対して、今、四日市市の最優先としては、子どもの命を守るということで児童相談所と連携してやっている。また、職員の専門性等を上げて、未然防止のところにも力を入れて進めていきたいと考えている。

【 委員 】

未然防止について、先日、タクシー会社が子育てタクシーを始めるというので、

子育てや学童保育のことをお話しさせてもらう機会があった。学童保育所では、子どもを送迎するのにタクシーを利用している。今回初めて、国の制度も使って勉強しようということだったが、もしかしたら子どもが送迎の間にタクシーの運転手の方に虐待のことを話すかも知れないということもあるので、やはり子どもに関わることがある人たちが、もう少しいろんなことを勉強する機会を持ってもらうことも、社会全体で子どものことを考えるというきっかけにはなるかなと思ったので、企業とのところを、もう少し掘り下げられるといいかなと思った。

#### 【事務局】

家庭児童相談室でも、出前講座を行っており、関係団体や学校、保護司など、いろんなところも回らせてもらっている。またそういったニーズがあれば、お声がけしていただければと思う。

#### 【会長】

そういう講座に参加する人はいいが、問題は参加しない人である。赤ちゃんの産まれた家を全戸訪問する制度があるが、必ずお家へ行って、環境や親の養育をみていくというのはすごく大事なことである。こういう事業の充実にあたっては、機能性を持たせ、体制を持って、絶対になくすという方向で努力して欲しい。

#### 【委員】

子どもに関心を示さない保護者や不登校、後の頁では発達も出てくるが、そちらにも関心を持たない、困り感を持たない保護者に対して、関係機関の連携が見えにくくなっているので、いかに介入し、いろいろな声を拾えるか考えていただきたい。

それと、家庭児童相談室について、入口にパーティションで置かれており、入り方が分からない方が多いと思う。子育て等に悩まれた方が家庭児童相談室に足を向けられたときに、ドアは開いていても真っ白なパーティションしかないので、そういうときに、チャイムを押すなど、その方たちがもう一步勇気を奮って「こんにちは」と言えるような仕組みを考えていただけるとありがたい。

#### 【事務局】

入口のところは日々工夫し、ここが家庭児童相談室だとわかるようにはしてあるが、入り易さについては工夫したいと思う。

#### 【会長】

子どもが疎まれる社会になりつつあることを非常に心配している。例えば、公園の子どもの声がうるさいとか、新たに保育所や児童相談所を作ろうとすると周りが

反対する。そういうふうにも子どもを大事にしていけない社会そのものが少しずつ見えてきている。

それでは、19頁、20頁。「途切れのない支援の充実」や「質の高い専門的な発達支援の充実」の辺りで、ご意見等はいかがか。

#### 【 委員 】

以前の話だが、地元の小学校の子どもが中学校に上がる時に、普通学級と特別支援学級に入れるか、学校と親が何時間も話し合い、結局特別支援学級に入ったという話を聞いたことがあった。自分の子どもが発達障害だと思っていない親に対して、学校側はどういう形の中で見分け、指導しているのかについて聞かせてほしい。

#### 【 事務局 】

基本的に教育委員会の判断にはなってくるが、子ども本人にとって一番いい支援の形、例えば少人数のほうが良ければ、当然特別支援学級という判断もあるかと思うが、別途、教育委員会や、学校現場の校内支援委員会といったところで、課題について話をし、特別支援学級や普通学級、もしくはそういう交流というような形を教育委員会にも諮り、教育支援委員会で再度確認をしながら方針を話し、判断をしている。障害の程度も段々などところがあり、機能性まひのお子さんや、大きな知的な遅れがある子どもさん、強度の自閉のある子どもさんなど、小さい頃からある程度はつきり分かるお子さんもいれば、比較的知的にも高い、高機能自閉症というような形で言われるお子さんもいる。その辺りはご家族も、当然本人も含めて心の受容が非常に難しいところではあるかと思うが、一般的によく言われているのは障害のある、ないということだけでなく、その子ども本人の得意な部分や苦手な部分について話をし、その中でその子に合った支援の形は何なのかというのを相談して決めていくという形が一番いいのかなというふうに思っている。

#### 【 委員 】

四日市市は、特別支援教育が随分進んでいると私も以前から申し上げており、力を入れられていると思っている。元々、発達についてどういうふうに分かるかというと、幼稚園とか保育園で生活していれば、基本的に分かってくる。発達の遅れがあったり、特徴的なところがあったりする子はいるので、そこについて当初から、例えば5歳児の年長さんになって小学校との接続のところで、こども発達支援課とか、幼稚園のほうがどうするかというのをやり始めた。それが今では3歳から巡回相談に応じていただくようになってきた。それから3歳からやるのでも、当初は親からの申し出がないと受け付けなかったが、認めない親もいるし、分からない親もいるので、幼稚園が判断したら応じる制度に変わってきた。今は、親から相談

があったら3歳でも4歳でも5歳でも一度診てもらっているようなアドバイスをいただき、園も、親や家庭もやっていくという方向になってきているので、そういう意味でここまで進んでいる市町は実は近隣ではない。

小学校と中学校の接続の部分でのお話はかなり前の話ではないかという気がするが、今はもう3歳ぐらいから親と話をしながらやっているし、専門機関ともつながりながらやっている。そういう意味では、親も解ってきているので大きなトラブルは今はない。

#### 【 会長 】

障害のあるお子さんの親のその苦悩というのは、自分の子どもの障害というところに原点がある。私も最近相談を受けたが、自分の子どもの障害をなかなか認める気持ちになれないと、綿々と綴られていたのでその気持ちがよく解る。就学前健診などあるが、最終的には子どもの発達を見通して、どこへ進むことがいいのかというところでの判断だろう。

#### 【 事務局 】

主な取組みの中でも書いたが、「途切れのない支援の充実」について、比較的境界期の子どもや、支援がどうかというような子どもも、まずは相談から始まるし、また、こちらからアンケートでお声がけをさせてもらって相談に繋ぐこともさせていただいている。また、「質の高い専門的な発達支援の充実」というのは、児童福祉法により全国的に放課後等デイサービスや、あけぼの学園のような児童発達支援も増え、四日市市でも今、1歳児から18、19歳まで千人程度のお子さんを預かっているが、そういった中で学校との連携をしながら、子どもや保護者のニーズをくみ取りながら、支援を変えてきて、充実してきたので、すべてのものをさらに質を上げていくようなことをやっていきたい。

#### 【 委員 】

確かにU-8事業も素晴らしい事業で、そこに繋げた親御さんたちも本当によかったといった例もいくつかあるが、学童保育所において、例えば学校の姿と学童保育所の姿とで違いが表れることがある。そういった時に、学童保育所の現場に学校の先生が見に来ていただき、学校と連携して見極めたいと悩んでいる指導員や学童保育所がたくさんある。学校では良くても、学童保育所ではちょっと心配だといったケースに対しても先ほどの幼稚園のように対応していただくと、的確な場所につなげられるのかなと望んでいる。

#### 【 事務局 】

そういった子どものことも、私どもこども発達支援課のほうへまたご相談いただければと思う。どちらかという子ども自身が、学校で頑張っていて、家や学童保育所でバツと出てしまうというのは、時々聞く話である。ただ、ある程度発散する場所も必要などころはあろうかとは思いますが、それが、周りの仲間とどこまでうまくやっ  
ていけるかということもあろうかと思うので、また学童保育所も含めて相談いただければと思う。

#### 【 会長 】

最後の21頁から24頁、ここまでのところでご意見等はいかがか。

#### 【 委員 】

資料2の24頁(11)養育支援訪問事業で、3名の支援員がいることが書かれている。年間756件訪問いただくと、一人当たり250件以上出ていただくことになると思うが、対応できるのだろうか。1人が持っている件数が非常に多い。ここには4ヵ月訪問継続と書いていただいているが、本当に自分の地域の子どもたちを健全な形で育てていこうとするのであれば、当然家庭が大事なので、その支援員を増やしていただくというのが一番大事かと思う。育児の力を持った保健師を中心に増やしていただき、もっと支援の輪を広げていただくことで、落ちこぼれの無いような家庭を作っていただくことが出来るのではないかと思う。

#### 【 事務局 】

この支援員3名というのは、家庭児童相談室に配置された嘱託職員が3名で対応しているところであり、以前は2名だったのが3名に増えたところで、確かに委員が言われるように、人数的には余裕がない状態である。養育支援訪問事業は市の嘱託職員が行っているが、別に育児フォローアップ事業として社会福祉法人に委託する形で支援に入っていくケースもある。すぐに増やすとはいかないが、支援員も必要に応じて対応を検討していければと考えている。

#### 【 会長 】

資料2の22頁、23頁には乳幼児あるいはその親の健康を診査あるいはそのサポートをしていく事業が書かれている。こういう方向性でよろしいか。

それでは、長い時間がかかったが資料1「第2期子ども・子育て支援事業計画(案)第3章施策の展開」と、それに関連させて資料2の「量の見込み」と「確保の方策」について、色々ご意見うかがいながら、この会議としては、この方向で認めていくということによいだろうか。

以上